

第6回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成18年5月29日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室（3階）

3 出席者

(1) 委員

朝倉邦真委員，久保豊委員，坂本慶一委員長，佐藤辰弥委員，高橋昭一委員，
滝波紀子委員，田中求之委員，西谷隆委員，東野香里委員（以上9名出席）

(2) 事務担当者

西下事務局長，森首席家裁調査官，山口首席書記官，伊藤総務課長，
長谷川庶務係長

(3) 説明者

池上尚子裁判官，田中千恵子家庭裁判所調査官，伊藤正徳調停委員

4 議事

(1) 意見交換テーマ

福井家庭裁判所の取組みについて

(2) 意見交換時の意見等の要旨

ア 離婚調停事件及び人事訴訟事件について

委員

調停委員の任期は何年か，どのような人から選ばれるのか，当事者は調停委員を選べるのか，また，調停はどのくらい時間がかかるのか。

説明者

調停委員の任期は2年であり，調停委員は，弁護士などの専門知識を有する者及び一般の人から選ばれる。また，当事者は調停委員を選ぶことはできない。調停は1回で終了することもあるが，平均すると4回程度で，期間としては4か月程度である。

委員

当事者には、感情的に話をしてくる人もいると思うが、調停委員が話をよく聴くことにより、1回の期日で調停が成立することもあるのかなと思った。

委員

調停で解決せず、裁判（訴訟）にまでなるともう終わりというイメージを持った。

説明者

裁判（訴訟）にまでなったら終わりという印象を持たれたのであれば、それは誤解である。訴訟となった後でも再度調停に戻すこともできる。離婚訴訟手続の中でも和解離婚ができ、家庭裁判所調査官の調査や参与員の関与（民間から選ばれた参与員が審理に立ち会い、健全な社会良識に基づいた意見を述べてもらい、それを参考にして具体的妥当な解決を図る制度）もある。平成16年4月に離婚訴訟などの人事訴訟事件が地方裁判所から家庭裁判所に移管した際、メニューを増やし柔軟に解決できるようになった。

一定の結論を示すことにより解決が可能な事件については、早く訴訟手続に乗せるための工夫もしている。

イ 少年保護事件について

委員

少年講習で、少年事件の被害者にゲストスピーカーとして講演してもらっているようだが、少年に、被害者がどう傷ついたか分かってもらうことは重要だと思う。

委員

家庭裁判所調査官は、事件終了後、少年と会うことは許されるのか。また、少年が再び罪を犯した場合、前に、その少年を担当した家庭裁判所調査官にはその情報は伝わるのか。

説明者

少年たちのことは気にはなるが、事件終了後は、再度、同じ家庭裁判所

に事件が係属したような場合を除いて少年と会うことはできない。また、同様に同じ家庭裁判所に事件が係属しない場合には、再犯の情報も伝わらない。

委員

家庭裁判所調査官は、何件くらいの事件を担当しているのか。

説明者

福井では、在宅事件（少年の身柄が拘束されていない事件）は月10件くらい、身柄事件（少年の身柄が拘束されている事件）は月1、2件である。このほかに交通関係事件（業務上過失致死傷事件、道路交通法違反事件など）も担当している。

委員

検察庁では、被害者に対し、処分に対し納得してもらうよう説明しているが、少年事件ではどうなっているのかなと思った。

ウ 広報について

委員

家庭裁判所は裁く所というイメージがあるが、話し合いによる解決（調停）に努力していることが分かった。そのことを、普通の人分かるようなメッセージでピーアールすることが必要である。

委員

家庭裁判所を利用すれば良い解決が可能であるのに諦めている例がある。一般の人に家庭裁判所を利用すればもっと良い解決方法があることを知らせる必要がある。

委員

身近な家庭裁判所だと感じた。学校の裁判所見学、広報誌などで、県民に身近な裁判所であることをもっと知らせてほしい。市の広報誌に裁判所の紹介記事を掲載したり、窓口に裁判所の広報誌を備え置くことは可能である。

事務担当者

裁判所の広報誌は、図書館、学校、市町などに送付している。

委員

県民が家庭裁判所について裁判官から直接話を聴く場が持てると良い。

委員

裁判官の数が少ないため、困難な面はあるが、今後は検討していく必要があると考えている。

委員

少年の問題に関して、家庭裁判所調査官の出張講演も可能か。

事務担当者

要望があれば、できる範囲内で対応したい。

委員

協議離婚をした後、子の問題などで揉めることがある。裁判所も調停手続について広報する必要がある。

5 次回の内容等

開催日時 平成18年11月22日（水）午後1時30分

テーマ 離婚について